

平成28年（2016年）第1回紀北町議会臨時会会議録

第 1 号

平成28年2月3日（水曜日）

招集年月日 平成28年2月3日（水）

招集の場所 紀北町本庁舎議会議場

開 会 平成28年2月3日（水）

応招議員

1 番	大西瑞香	2 番	原 隆伸
3 番	奥村 仁	4 番	樋口泰生
5 番	太田哲生	6 番	瀧本 攻
7 番	近澤チヅル	9 番	家崎仁行
10番	玉津 充	11番	奥村武生
12番	東 篤布	13番	東 清剛
14番	平野隆久	15番	中津畑 正量

（うち遅刻議員）

12番 東 篤布

不応招議員

8 番 入江康仁

地方自治法第 121条の規定により説明の為議会に出席した者の職氏名

町 長	尾上壽一	副 町 長	竹内康雄
総 務 課 長	堀 秀俊	財 政 課 長	井谷 哲
税 務 課 長	中村吉伸	農林水産課長	武岡芳樹
建 設 課 長	植地俊文	危機管理課長	上野和彦
海山総合支所長	上村康二		

職務の為出席者

議会事務局長	谷 吉希	書 記	奥村能行
書 記	奥川賀夫	書 記	上野隆志

議事日程（第1号）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて
- 第5 議案第2号 中州地区津波避難タワー建設工事請負変更契約の締結について
- 第6 議案第3号 平成27年度紀北町一般会計補正予算（第6号）
- 第7 報告第1号 専決処分の報告について

会議録署名議員

7番 近澤チヅル

9番 家崎仁行

議事の顛末 左記のとおりを記載する。

(午前 9時 30分)

瀧本 攻議長

定刻になりましたので、第1回紀北町議会臨時会を開催いたします。

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は13名であり、定足数に達しております。

なお、8番 入江康仁君から、所用のため欠席との連絡を受けており、欠席届を受理しております。また、12番 東 篤布君から所用のため遅刻との連絡を受けておりますので、ご報告申し上げます。

ただいまから、平成28年第1回紀北町議会臨時会を開会いたします。

議事日程につきましては、お手元に配付したとおりであります。

それでは、議事日程を議会事務局長に朗読させます。

事務局長。

谷 吉希議会事務局長

おはようございます。それでは、議事日程を朗読いたします。

平成28年第1回紀北町議会臨時会議事日程（第1号）

平成28年2月3日（水曜日）午前9時30分開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて
- 第5 議案第2号 中州地区津波避難タワー建設工事請負変更契約の締結について
- 第6 議案第3号 平成27年度紀北町一般会計補正予算（第6号）
- 第7 報告第1号 専決処分の報告について

以上でございます。

瀧本 攻議長

これより本日の会議を開きます。

日程第1

瀧本 攻議長

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第126条の規定により、本日の会議録署名議員に

7番 近澤チヅル君

9番 家崎仁行君

のご両名を指名します。

日程第2

瀧本 攻議長

次に、日程第2 会期の決定の件を議題といたします。

本臨時会の会期は、本日1日としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

瀧本 攻議長

異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は、本日1日とすることに決定しました。

日程第3

瀧本 攻議長

次に、日程第3 諸般の報告を行います。

去る1月27日に議会運営委員会が開催され、本臨時会に係る運営等について協議が行われました。その確認事項についてご報告申し上げます。

まず、付議事件についてであります。

本臨時会の招集にあたり、付議された事件は4件であり、付議事件につきましては、税条例の一部改正による専決処分の承認を求めることについてと、中州地区津波避難タワー建設工事請負変更契約の締結について、平成27年度紀北町一般会計補正予算（第6号）の議案3件と、報告案件の専決処分の報告についての1件でございます。

次に、地方自治法第235条の2第1項の規定による例月出納検査についてであります。平成27年度普通会計の11月分と12月分と平成27年度水道事業会計の11月分と12月分については、同条第3項の規定により監査委員から報告を受けております。

報告書は議会図書室に保管してありますのでご覧ください。

次に、地方自治法第121条の規定により、提出案件等の説明のため、あらかじめ出席を求めま

したところ、尾上町長はじめ、議会の審議に必要な関係課長の出席がありましたのでご報告申し上げます。

以上で、諸般の報告を終わります。

瀧本 攻議長

それでは、これより議案の審議に入ります。

お諮りします。

各議案の審議にあたっては、会期を1日として決定したことにより、会議規則第39条第3項の規定により委員会への付託を省略し、本会議において審議することにいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

瀧本 攻議長

異議なしと認めます。

したがって、本議案の審議については、委員会への付託を省略し、本会議で審議することに決定しました。

お諮りいたします。

日程第4 議案第1号から、日程第6 議案第3号については、提案者から提案理由の説明並びに内容説明を求めるため、一括して説明を求めることにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

瀧本 攻議長

異議なしと認めます。

したがって、議案3件については、一括して提案理由並びに内容説明を求めることに決定しました。

それでは、提案者から一括して提案理由の説明を求めます。

尾上町長。

尾上壽一町長

皆さん、おはようございます。本日は臨時会の開催要請をさせていただきましたところ、ご出席を賜り厚く御礼を申し上げます。

それでは、本議会臨時会上程いたしました議案につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

ます。

議案第1号 専決処分の承認を求めることについてであります。地方税法施行規則の一部を改正する省令が平成27年12月25日に公布されたことに伴い、紀北町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する必要があるため、地方自治法第179条第1項の規定により同日付で専決処分をしたので、同条第7項の規定により議会に報告し、承認を求めるものであります。

議案第2号 中州地区津波避難タワー建設工事請負変更契約の締結についてであります。中州地区津波避難タワー建設工事において、建築工事等に変更が生じたため、設計変更による請負変更契約の締結にあたり、紀北町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規則に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第3号 平成27年度紀北町一般会計補正予算（第6号）であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,294万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ100億7,266万9,000円といたしたいので、議会の議決を求めるものであります。

以上、議案につきまして、提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、担当課長に説明をいたさせます。何とぞ、慎重審議のうえ、ご可決賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

瀧本 攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

申し訳ございません。専決処分のところで、同条第3項のところを7項と発言をしました。3項に訂正を願います。

それと、議案第2号、中州地区津波避難タワーのところで条例第2条の規定に基づきというのを、規則に基づきと発言をいたしました。規定のほうに訂正をお願い申し上げます。

瀧本 攻議長

続いて、内容の説明を求めます。

まず、議案第1号についての内容説明を求めます。

中村税務課長。

中村吉伸税務課長

おはようございます。それでは、議案第1号についてご説明させていただきます。議案書1ページをご覧ください。

議案第1号 専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、紀北町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めます。

平成28年2月3日提出

紀北町長 尾上壽一

2ページをお願いいたします。

専決第4号 専決処分書

紀北町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をする。

平成27年12月25日

紀北町長 尾上壽一

地方税法施行規則の一部を改正する省令が平成27年12月25日に公布されたことに伴い、紀北町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する必要があるため、同日に紀北町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例を専決処分いたしました。

改正内容につきまして説明させていただきます。今回の改正は、平成27年6月議会で承認いただきました紀北町税条例等の一部を改正する条例のうち、番号法の平成28年1月1日施行にかかる部分に対する一部改正であります。具体的には、個人番号の記載を不要とすることによって、本人確認、手続き等の負担を軽減することを目的とした改正でございます。3ページをお願いいたします。

平成28年1月1日より、地方税関係提出書類には、原則として、個人番号の記載が必要になりますが、そのうち個人住民税減免申請書、納税証明書の申請、固定資産税減免事由消滅申告書等については、今回の改正により、提出書類に個人番号を記載しない取り扱いとされました。また、平成29年1月1日より、申告や給与支払い報告書等から、市町村が個人番号を取得することが可能である書類のうち、納税義務の承認届、電子媒体による提出承認申請書、納期特例に係る申請の3手続については、個人番号の記載を要しないことと改正されました。会社等の事業所関係についても、平成29年1月1日より、個人番号記載の帳簿を備えているときには、従業員は扶養親族申告書、退職所得申告書の提出書類について、帳簿に記載されている、個人番号の記載を要しないことと改正となりました。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

瀧本 攻議長

次に、議案第2号についての内容説明を求めます。

上野危機管理課長。

上野和彦危機管理課長

おはようございます。よろしく願いいたします。

議案第2号 中州地区津波避難タワー建設工事請負変更契約の締結について、ご説明いたします。議案書の5ページをご覧ください。

議案第2号 中州地区津波避難タワー建設工事請負変更契約の締結について

次のとおり工事請負変更契約を締結したいので、議会の議決を求める。

- 1 契約の目的 中州地区津波避難タワー建設工事
- 2 契約の方法 随意契約
- 3 契約の金額 変更前 8,918万6,400円
変更後 8,991万1,080円
- 4 契約の相手方 三重県北牟婁郡紀北町紀伊長島区島原1009番地
株式会社 平野組
代表取締役 平野金人

平成28年2月3日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由であります。中州地区津波避難タワー建設工事において、建築工事等に変更が生じたため、設計変更による請負変更契約の締結にあたり、紀北町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決が必要であるためであります。

中州地区津波避難タワー建設工事につきましては、平成27年7月30日に入札を執行し、8月11日の第2回紀北町議会臨時会で契約締結をお認めいただき工事を進めてまいりましたが、施設の安全対策の強化、遊具の復旧に際し、補修塗装等を行うため、設計変更などにより、変更契約が必要となったものであります。詳細については、資料で説明いたします。

6ページ、資料1をご覧ください。中州地区津波避難タワー建設工事の工事費につきましては、当初、契約しました、請負金額の8,918万6,400円に、72万4,680円を増額し、8,991万1,080円と

するものであります。また、この請負金額は、工事価格に消費税を加えたものであります。

工事概要であります。今回の主な変更内容としましては、建築工事の本体工事では階段の隙間から物が落下することを防ぐための落下防止ネットの設置68.2㎡。階段登り口から入った最初の踊り場付近で、外側から転落防止柵を乗り越えて侵入するのを防ぐための侵入防止ネットの設置14.8㎡の追加と、廃棄物処理等で木材類が7トン減になることによる変更であります。

外構工事では、復旧遊具の補修塗装一式と登り口付近の階段裏側に衝突防止のガードパイプ14mの追加による変更であります。

電気設備工事では、屋上照明のソーラーバッテリーからの電線管を配管するにあたり、配管を支えるブロックの設置を予定していましたが、避難者がけつまずくことが考えられることから、屋上フェンス沿いに電線管を配管する工法の変更により支えのブロックをなくしたことによる減額変更であります。また、これらの変更などから、工期を13日延長し、完成期限を平成28年2月19日とするものであります。

7ページをお願いいたします。資料2をご覧ください。中州地区津波避難タワー建設工事の設計概要であります。設計金額は、当初設計金額の9,447万7,320円に、76万7,880円を増額し、変更後の設計金額としましては、9,524万5,200円とするものであります。また、この設計金額は、工事価格に消費税相当額を加えたものであります。

6ページで説明しました変更後の請負金額である8,991万1,080円は、この設計概要の変更後の工事価格8,819万円に入札時の落札率94.40%を乗じたものが、6ページ、資料1の変更後の工事価格8,326万1,000円になり、これに消費税666万80円を加えたものが変更後の請負契約額となります。

資料2の工事概要の区分による設計金額の増減額であります。建築工事の本体工事では、主に落下防止ネットや侵入防止ネットの増額と廃棄物処理の減額などによる差し引きで4万3,000円の増額、外構工事では、主に遊具の補修塗装やガードパイプ設置により78万5,000円の増額、電気設備工事では、屋上照明配管工法変更などにより、11万7,000円の減額となっております。

これらに消費税相当額の5万7,000円を加えた、76万8,000円が変更設計による増額分でありませす。

8ページから11ページまでは、主な変更箇所を示した図面であります。8ページをご覧ください。これは登り口部分の平面詳細図であります。ピンク色部分は階段登り口から入った最初の踊り場付近で、侵入防止ネットを設置する範囲です。黄色の部分は、落下防止ネットの設置を

開始する部分で、入口から2つ目の踊り場を超えた階段部分の裏から設置をいたします。また、この侵入防止ネット、落下防止ネットはどちらも燃えにくい、難燃のポリエステル製で15mmメッシュのものであります。

9ページをご覧ください。これは、左が南側から見た立面図で赤羽川のほうから、駅や回生病院のほうを見たものになります。右が東側から見た立面図で、海側からJRの線路のほうを見たものになります。黄色部分は落下防止ネットを設置する部分で、入口から2つ目の踊り場から2階に至るまでの踊り場を含む階段部分の裏側に設置をいたします。これは階段の蹴上げが15cmあり、避難中に携帯電話など、何か物を落とした場合、それが隙間から落下し、その下を避難している人に当たることが考えられることから、安全対策を施すためのものであります。

10ページをご覧ください。これは左が北側から見た立面図で、下倉川沿いの道路側から駅や回生病院を背に赤羽川のほうを見たものになります。右が西側から見た立面図で海のほうを見たものであります。ピンク色部分が侵入防止ネットの設置個所になります。北立面図では、入り口部分の最初の踊り場にかかる付近からネットを設置し、その続きとして、西立面図では、その踊り場から2つ目の踊り場に行くまでの階段の途中までが、ネットの設置する部分となっています。

11ページで説明をいたす予定になっております、階段登り口の反対側に設置予定の衝突防止のガードパイプなどを足掛かりに、柵を乗り越える恐れがあるため、これを防止するための安全対策として踊り場にL字の形で侵入防止ネットを設置するものであります。黄色は落下防止ネットの設置個所で、9ページで説明しましたとおり、階段の入口から登って、2つ目の踊り場から2階に上がり終えるまでの踊り場を含む階段の裏側に設置するものであります。申し訳ありませんが、北立面図では、黄色の線が真ん中の支柱の上の踊り場の手前で消えておりますが、西立面図では、黄色の分が2階に上がるころまでありますように、北立面図でも黄色が消えた部分からその先、2階に上がる部分まで、落下防止ネットを設置することになっておりますので、よろしく願いいたします。

続きまして、11ページをお願いいたします。これは外構図・屋外施設図であります。遊具につきましては、ブランコと滑り台と砂場を元の位置を変えて復旧いたします。また、うんていと滑り台付きのジャングルジムにつきましては、元の位置に復旧する予定でございます。今回の変更設計では、緑色部分の砂場の施設で縁石を再設置し、砂を約7.1m³入れ替え、また、復旧遊具の再塗装等を行うものであります。また、黄色部分は、衝突防止のガードパイプであり、

階段登り口、裏側から最初の踊り場付近の下に空間ができており、子どもが遊んでいて、そこを通った場合、注意しないと、頭を鉄の階段等にぶつけ怪我をするおそれがあり、安全対策として、衝突防止のガードパイプを設置するものであります。

以上が、今回の変更設計の主な変更箇所でございます。これで議案第2号の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

瀧本 攻議長

次に、議案第3号についての内容説明を求めます。

井谷財政課長。

井谷 哲財政課長

おはようございます。それでは、議案第3号 平成27年度紀北町一般会計補正予算（第6号）の内容につきまして、ご説明をさせていただきますので、予算書の1ページをご覧ください。

平成27年度紀北町一般会計補正予算（第6号）

平成27年度紀北町の一般会計補正予算(第6号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,294万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ100億7,266万9,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成28年2月3日提出

紀北町長 尾上壽一

内容につきましては、予算に関する説明書で歳入からご説明させていただきますので、6ページをご覧ください。

第13款 国庫支出金、第2項 国庫補助金、第1目 総務費補助金は、18万9,000円を増額し、2,771万5,000円とするものでございます。選挙人名簿システム改修費補助金18万9,000円を増額は、総務費の選挙費、選挙管理委員会運営事業に充当するものでございます。

第16款及び第1項ともに寄附金、第1目 総務費寄附金は、6,729万9,000円を増額し、9,329万9,000円とするもので、ふるさと寄附金でございます。

第17款 繰入金、第1項 基金繰入金、第1目 財政調整基金繰入金は、2,545万9,000円を増額し、2億5,572万7,000円とするもので、今回の補正の所要財源とするため、財政調整基金より

繰り入れるものでございます。

次に、歳出予算をご説明させていただきますので、7ページをご覧ください。第2款 総務費、第1項 総務管理費、第5目 財産管理費は、6,729万9,000円を増額し、6億5,473万6,000円とするものでございますが、基金管理事業のふるさと応援基金への積立てでございます。

第6目 企画費は、2,527万円を増額し、9,027万9,000円とするものでございますが、ふるさと寄附金（納税）推進事業で、12月の寄附申込みの多い時期の対応として、季節限定品の返礼を開始いたしましたところ、好評により寄附申込件数の増に伴う返礼品を含む受付業務費用に要する経費でございます。

8ページをご覧ください。第4項 選挙費、第1目 選挙管理委員会費は、37万8,000円を増額し、829万8,000円とするものでございますが、公職選挙法改正に対応するための選挙人名簿システム改修に要する経費でございます。

以上で、議案第3号 平成27年度紀北町一般会計補正予算（第6号）の説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

瀧本 攻議長

以上で議案の提出案件、理由並びに内容説明を終わります。

それでは、これより各議案に対する質疑を行います。

日程第4 議案第1号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

（発言する者なし）

瀧本 攻議長

以上で質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

瀧本 攻議長

次に、原案に賛成討論される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

瀧本 攻議長

これで討論を終了し、採決いたします。

お諮りいたします。

日程第4 議案第1号については、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

(全 員 挙 手)

瀧本 攻議長

挙手全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、日程第5 議案第2号 中州地区津波避難タワー建設工事請負変更契約の締結についてを議題とします。

質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

14番 平野隆久君。

14番 平野隆久議員

2点ほどお伺いいたします。

まず、この安全対策を取られるということで、完成時期が変更になると。2月6日予定が、2月19日予定となるとなっているのですが、このことによって供用開始の時期はどれくらいズレるようになるのか、この点についてが1点目と。

あと、2点目なんですけども、遊具補修塗装一式増ということで、費用があるんですけども、これは11ページのところでも出ているんですけども、これはブランコと滑り台とジャングルジム、ベンチ2基ということで、復旧さすということなんですけども、前にあった機関車遊具と、グローブジャングル、これはもう設置がないんですけども、これはどういう理由によって設置がなされなかったのか。また、今度、復旧するブランコ、滑り台、ジャングルジムについては、どの程度復旧、対処して復旧するのか、この2点について答弁を求めます。

瀧本 攻議長

上野危機管理課長。

上野和彦危機管理課長

平野隆久議員のご質問にお答えいたします。工期が延びたことによる供用開始でございますが、検査が終わってですね、地元の方にもですね、ご覧いただいた上でですね、供用開始をし

ていきたいと思っておりますが、一応ですね、2月19日に完成しましたらですね、供用開始する前であってもですね、緊急時の場合は利用いただくことも可能かなと思っております。ただ、明確に供用開始がいつかというのは、まだ現時点では決めておりません。以上です。

それと遊具の関係でございます。復旧いたしますのは、滑り台とジャングルジムとブランコでございます。あとの機関車と回転する遊具ですね、こちらにつきましては、やはり、老朽化が激しくてですね、元へ戻すことができないということで、もう撤去させていただくということになります。それから、ブランコの復旧につきましては、チェーンとですね、それから支柱等がかなり傷んでいるということで、こちらのほうについては、補修をしてですね、普及させるというふうに伺っております。それからあと、滑り台と、それからうんていと、滑り台付きのジャングルジムにつきましては、塗装を施して復旧させるというふうに伺っております。以上です。

瀧本 攻議長

平野隆久君。

14番 平野隆久議員

まず1点目なんですけども、安全対策を取っていただくというのは大変ありがたいと思うんですけども、それによって、工期の延長があると。基本的にはよくご存じのように、いつ被害が起こるか、災害が起こるか分からない。できるだけ早く対策を取っていただきたい、供用開始をお願いしたいというのが町民の願いだと思います。その点を含めて、今、供用開始ができるだけ、この検査して、引き渡しして、供用開始という手順を踏むと思うんですけども、できるだけ、工期の延長があつて、その分、そのままズレるんじゃなくて、できるだけ早く供用開始をお願いしたいと思います。課長の説明では、供用開始していなくても、もし、災害の時とはということでしたんですけども、基本的には、やはり、業者との検査を終わって、引き渡しをせんことには安全面が確保されませんので、できるだけ早く業者との引き渡しをお願いしたいと思います。

あと、2点目なんですけども、遊具のほうにかんしては、確かに機関車とかグローブジャングルは傷んでいるということは聞いておりました。ただ、その点についても、場所とかもあると思ひまして、こういうふうな状況になったと思うんですけども、この復旧するブランコ、滑り台、うんてい、この点については、今、先ほどでは、ブランコなんかはチェーンを変えたり、足部分をきちっとしたりということでしたんですけども、他のほうも安全対策をきちっとした

うえで、きちっとしたものを設置していただきたいと思いますので、今後、使うようになってから、安全対策でちょっとここがやっぱり、もう少しきちっとしておけばよかったよというようなことがないようにね、設置するとき、安全対策、ちゃんとした復旧をお願いしたいと思いますので、よろしくをお願いします。その点についての答弁だけ求めます。

瀧本 攻議長

上野危機管理課長。

上野和彦危機管理課長

すみません。供用開始については、できるだけ早くできるように努力したいと思います。業者から引き渡しを受けた段階で、供用開始までの間に時間的ズレがあった場合はですね、利用できるという形では考えておりますけれども、先ほど、議員のおっしゃったとおりですね、引き渡しがされない中では、町としての責任も持てませんものですから、そのへんは十分承知したうえで対応していきたいと思っております。

それから、機関車ともう1つ回転遊具につきましては、設置する場所もございませんでしたので、それも含めて撤去させていただいたものでございます。それと、あとブランコ以外の遊具につきましても、十分復旧させる際にですね、担当のほうで安全性を確認した上で対応するというふうにさせていただくものと考えておりますので、よろしくお願いたします。

瀧本 攻議長

よろしいです。他に質疑される方はございませんか。

3番 奥村 仁君。

3番 奥村 仁議員

ちょっと構造上の部分でお聞かせ願いたいと思います。10ページの北、西の部分なんですけど、階段の底の面ではなくて、横から登らないよというふうな、侵入防止のためのピンク色の部分だと思うのですが、これに関しては、途中までというか、西面の部分の途中、ちょっとだけ三角部分、上に残ると思うのですが、この部分を残さずに上まで塞いでしまうということを考えていないのかという部分と、その手前の9ページ、南、東から見た部分なんですけども、同じように考えると、このピンク色の部分というのは、こちら部分からも侵入できるというか、上がれるように思うのですが、こちらの部分は、なぜ考えていないのかというところで、多分、同じ、どちらから見ても同じ形で、どちらからも侵入できるような状況かなと思うのですが、そちらの部分が1点。

あと、底面の黄色の部分なんですけども、今の構造がどうなっているかというのが、現地見
ていない、申し訳ないなんですけども、階段面の足で踏む部分と立ち上げ部分というところで、
立ち上げ部分の部分が金属のものがないということなのか、足で踏む部分が、底面の隙間が多
いという形で考えているのかというのを2点、お願いしたいと思います。

瀧本 攻議長

上野危機管理課長。

上野和彦危機管理課長

まず、この侵入防止部分でございますが、こちらにつきましては、11ページで説明しました
ように、激突防止のガードパイプをですね、こちらにちょっと記載がないのですが、この踊り
場の外側、10ページの北立面図でいいますと、赤く塗った部分のですね、外側に激突防止のパ
イプが設置されます。それを使ってですね、この赤い部分がないとですね、乗り越えることが
できる可能性がありますもので、それを防ぐためにここの部分を侵入防止のネットを張るとい
う形をとらせていただきました。ですので、右側の西立面図の上にちょっと空間があいてい
るというところなんですけど、こちらのほうにはですね、そのガードパイプを使ってもですね、
手がとどかないということで、こちらのところまでは必要ないであろうということでございま
す。

それから、9ページのほうで、侵入防止の関係なんですけど、実は、侵入防止のネットをですね、
この9ページの部分でもですね、実際は表示が出てくるのでありますが、ちょっと説明するのに
ですね、10ページだけで説明が足りるかなということで、この9ページのほうにつきましては色
を塗りませんでした。実は、皆、東立面図のほうの正面のほうに、実はピンクの部分が、向こ
う側の反対側に形で出て参ります。この奥の真正面のほうですね。階段を登った正面がピンク
の部分が出てくるということになります。ちょっと色の塗り方がですね、統一されていなくて
申し訳ないのですが、こちらにつきましては、実際は存在するというところでございます。

もう1つ、階段のほうの落下防止のネットでございますけれども、階段自体はですね、底はメ
ッシュになってはおりません。平べったい板にですね、水抜き穴は開いているのですが、階
段の底から落ちるというのではなくて、蹴上げが15cmあって、階段と階段の間の15cmの部分で、
鉄板の部分を除いた、十数センチ隙間ができます。ものがそこに落ちた時にですね、蹴ってそ
こから下に落ちるといった可能性が出てまいりますので、その落下を防ぐために階段の下にネ
ットを張るということでございまして、階段自体は、底が見えると恐怖心を抱くといけません

ものですから、できるだけ底が見えないような形でということで、メッシュの床には、階段にはなっておりません。以上です。

瀧本 攻議長

奥村 仁君。

3番 奥村 仁議員

侵入防止のことについては、北、西の部分はガイドパイプが違う施設の部分というところであって、それから、入りやすい、直接この階段に手を掛けてよじ登って上がっていくということを考えてという意味ではないということであつたんですけども、先ほどの9ページの件に関しては、反対面にあるのが載っていないというのはわかっているんですけども、こちらの面のいうたら階段を登っていく右面の分はあるんですけど、左面の分にはないのかというふうな意味で聞かせてもらったんですけど、それは内側にはガードパイプがないからというので把握できました。そういう意味で聞かせてもらったので、そういう意味ならぬのが当たり前かなというふうに思うので、理解できましたが、2点目の底の部分の落下防止なんですけども、立ち上げ部分が、多分、折り返しが少しあって、上のステップの部分までの間が少し空いてしまっている部分があるというところで、それから物が落ちないようにというふうに言われているんだと思うんですけども、これを危ないからというところで認めるというふうなところでは、多分、今、既存のタワーが町内に4つあるんですかね。4つあると思うんですけど、それに関しては、構造がこのような状態になっていないのか。いうたら、隙間がなくて、上まできちっと立ち上げているような形でできているのか、そこらちょっといくつか、多分タワーは登ったことがあるんですけども、そういうところを意識して、覚えがなかったので、お聞きしたいと思います。

瀧本 攻議長

上野危機管理課長。

上野和彦危機管理課長

現在、紀北町にこの中州のタワー以外には、海山区のほうで3箇所津波ステーションということで設置がされておりますけれども、実は、中州のタワーと高さが相当違っておりまして、中州のタワーの場合は、12m付近まで上がるということもあってですね、物が落ちた時には、非常に危険であるということでの設置ということで考えさせていただいております。他のタワーについてですね、床の構造がどうなっているとか、現在、私、把握しておりませんものです

から、そこはちょっと現時点ではお答えができないということでございます。以上でございます。

瀧本 攻議長

奥村 仁君。

3番 奥村 仁議員

高さが高くなるので、一番上のほうから落ちた時のことだと思うのですが、例えば、下のほうの折り返してすぐのところから落ちたところもネットを張るということであれば、ほかのタワーも一緒かなと思うのですが、これをやっていく中で、ほかの既存のタワーも同じような状態であれば、落下防止をするべきだなというふうに思ってしまうので、これをする以上、ほかのところも見ていただきたいと思うんですけど、いかがですか。

瀧本 攻議長

上野危機管理課長。

上野和彦危機管理課長

すみません。先ほど、私の説明の中でちょっと説明不足のところがございまして、中州のタワーにつきましてはですね、既存のタワーと違ってですね、階段を上がっていく中でですね、下の階段と重なる部分が出てまいります。海山区に設置されているタワーにつきましてはですね、ループ状になっておりまして、下を通るといことがないので、物が落ちててもですね、下の歩いている人に当たるということがないという、階段を歩いている方に当たることはないということで、中州だけ下を通る方に当たるということを前提に、こういう措置を取らせていただいております。

瀧本 攻議長

よろしいですか。

ほかに質疑される方はございませんか。

10番 玉津 充君。

10番 玉津 充議員

この落下防止ネットと侵入防止ネットの設置なんですけど、これはなぜですね、当初設計に入れられなかったのか。それとですね、このネットを約80㎡ですか。これを設置するわけなんですけど、この予算の増減を見てみると4万3,000円の増額になっているんです。非常に安い額になっというんですけど、この43万円、どういう部分なのか、説明をお願いします。

瀧本 攻議長

上野危機管理課長。

上野和彦危機管理課長

まず、当初設計にですね、この安全対策の部分が盛り込まれなかったのはなぜかということですが、中州のタワーにつきましては、先ほど、ご説明しましたように、非常に高い建物ですね。私ども認識しておった以上に高くですね、物が落ちた時に危険であるということと、それから、奥村 仁議員の時にもご説明させていただきましたように、ガードパイプ、激突防止のガードパイプ、これは当初の設計に入っていなかったのですが、それを設置することによってですね、侵入される可能性が出てきたと。当初はですね、入口部分にですね、両側につきましては、通常の手すりの高さ以上にですね、侵入防止ということで、高い柵をですね、設置を両側にはしておってですね、正面のほう、入口からは侵入できないようなことは、当初の設計の方は考えておったんですが、そこからさらに上の1つ目の踊り場のところで、ガードパイプを使っただけの侵入が考えられるということになりましたものですから、侵入防止について、今回、あげさせていただいたということでございます。

それと、この費用につきましては、廃棄物、この項目の中で廃棄物処理の7トン減というのをあげさせていただいております。こちらのほうでですね、金額が減額になりましてですね、それと、今回の追加の部分で差し引きすると、4万3,000円の増額という形になっておりますけれども、実際はですね、この侵入防止と、それから落下防止のネットにつきましては、落下防止ネットでは、これは経費をかける前の数字でございますが、落下防止ネットでは約10万円、それから、侵入防止ネットでは約3万4,000円の費用がかかって、14万円くらいものになります。廃棄物処理の7トン減につきましては、落下防止ネットと転落防止ネットにつきましては、経費率を掛けますと、落下防止ネットでは、生産ベースで11万8,000円、それから、侵入防止ネットでは約4万円ということになります。

それから、木材等の廃棄物の処理の関係でですね、減額になった部分が約22万6,000円減額になっております。差し引きするとですね、9万円ほどまだ下がるんですが、これはそれ以外に小さな工事で当初設計の精算の部分でですね、相殺されている部分がございます。主な部分として、今回あげさせていただいたのが、落下防止と侵入防止のネット、それと減額分になる部分で、立木等の運搬処理の費用をあげさせていただいております。ほかにも少し小さな樋工事とかですね、それから左官工事とか、そのへんでの当初設計にあがっている部分で精算です

ね、若干増えてきている部分があって、それらをすべて精算した段階で、差し引きした段階で4万3,000円という数字になっておりますので、ご理解いただきたいと思います。

瀧本 攻議長

玉津 充君。

10番 玉津 充議員

今の費用のほうは、これは相殺してという形で4万3,000円ということで、理解できるんですが、このですね、ネットの設置について、課長が説明されたのはですね、設置理由だと思うのです。私が問うたのは、なぜ設計の段階で反映できなかったのか。それをお聞きしたかったんです。よろしくをお願いします。

瀧本 攻議長

上野危機管理課長。

上野和彦危機管理課長

当初予算に盛り込みできなかったというのは、安全性についてですね、物が落ちるといふことを想定したときにですね、危険かどうかという部分の認識が私ども、そこまで至っていません。安全の部分について、実際、出来上がってきてですね、高さを見て初めて気が付いたというところもございまして、設計の段階でそこがちょっと見込めなかったということもございまして。

それとあと侵入防止につきましては、途中で激突するということが、子どもが走ったときにですね、1つ目の踊り場が大体1m20から1m50くらいのところにできてですね、子どもが走った場合にはですね、気づかずに走ると、頭をぶつけるのではないかなというように、そういうことも施工の中でですね、わかってまいりましたので、それを防ぐためのガードパイプを新たに考えたという、そのガードパイプを今度、まだこれから設置するんですが、設置したときにはですね、乗り越える可能性が出てきたという、そのへんで当初設計には入っていない、入れることができなかったということですね、そのへんは認識のほうがそこまで至っていません。ということでご理解いただきたいと思います。

瀧本 攻議長

玉津 充君。

10番 玉津 充議員

設計時点でのですね、安全性の配慮の問題だと思うのですが、今後ですね、避難ビルの設計

等も行われる予定になっておりますので、是非その辺に今回のことを反映していただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

瀧本 攻議長

上野危機管理課長。

上野和彦危機管理課長

設計につきましてはですね、その時点で最善の設計をしていただくということでございます。その中でですね、どうしてもこういう安全性についてですね、その時点で気が付かなかった部分も出てくることもございますので、そういう場合には、それに合わせた対処をしていくということになるとは思いますが、できるだけ当初設計の中でですね、十分安全性について検討していくよう、今後の設計についてもですね、担当のほうへ伝えたいと思っております。以上です。

瀧本 攻議長

ほかに質疑される方はございませんか。

13番 東 清剛君。

13番 東 清剛議員

この公園は正式にはなんでしたかね、都市公園じゃなしに、児童公園でね、これは潰れた部分を代替えとして忠霊塔、あそこも何公園か正式に知りませんが、そのへんの整備はされているのかということと、もう1つ、遊具のことですけれども、遊具が減ったわけですよね。それについて、今度の代替えのところでの設置を何か考えているのか。そして、その公園の整備について、どのような状況なのか説明してください。

瀧本 攻議長

植地建設課長。

植地俊文建設課長

今回、津波避難タワーの建った場所の公園は、以前は中州児童公園として、都市公園で管理しておりました。そして、その都市公園の場合は、都市公園法上、みだりに廃止したり、一部廃止ということはできないものですから、その代替えとなる公園を設置した場合は、廃止ができる。まず、そこでタワー設置に伴いまして、中州児童公園を26年2月に、沿岸部にあります忠霊塔付近に783㎡、以前ありまして、その代替えとしたのが、785㎡をその中州児童公園として、忠霊塔付近に移設しました。そして、今回、旧中州児童公園にタワーを建てた部分は、タ

ワーの用地としまして、その残地面積が527㎡あるのですが、それは新しく中州公園として同じく都市公園として管理していく予定でございます。

そして、遊具に関しましては、新しく遊具を設置する予定はございません。ですから、今回、撤去も含めた、今、滑り台、ジャングルジム、ブランコの3つの遊具で、新しくなります中州公園で、3つの遊具があるという現状になります。以上です。

瀧本 攻議長

東 清剛君。

13番 東 清剛議員

よくわかりました。そうすると、代替えのほうへの整備は何もしないんですね。ということですね。ベンチも置かないということになるのか。公園としての機能を高めるためには、やっぱり、それなりの、ある程度整備をしないと、代替えとしてせんといかんと思うのですが、いかがですか。

瀧本 攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

このへんはですね、地元の方とも十分話し合っております。児童公園として残して、向こうのほうへ遊具を置くと、ひと気もないので危ないということなので、ただ、忠霊塔付近のですね、椅子等の老朽化が著しい桜の木の枝があぶないところがございます。それは別の観点から、この津波、今のタワーのあるところとは違う観点から、きっちり今後やっていきたいという考えでございます。ただ、遊具は今のところ置く予定はございません。

瀧本 攻議長

植地建設課長。

植地俊文建設課長

すみません。中州児童公園を忠霊塔のほうに移動したという年月日を、私、26年と言ったと思うのですが、申し訳ありません。27年の2月でした。訂正をお願いします。

瀧本 攻議長

いいですか。

ほかに質疑される方はございませんか。

1番 大西瑞香君。

1番 大西瑞香議員

11ページの図面なんですけれども、公園の出入口というのは、ごみ集積場所1箇所でしょうか。

瀧本 攻議長

上野危機管理課長。

上野和彦危機管理課長

公園の出入りということでございますが、避難タワーにはどこからも入れるような形で考えておりますもので、歩いてということであれば、どこからでも入れるような形になると思います。ただ、車とか、そういうものでの乗り入れというのは、想定しておりませんが、想定しておりませんので、ごみ収集につきましては、道路のほうから収集していただくということで、中へ車は入れないような形を考えております。ですので、出入口という部分では、ここは一応、元の出入口というのは、2箇所あったわけなんですけれども、タワーの部分については、どこからも入れるような形になりますので、公園の出入口につきましては、旧のタワーの部分を含めてですね、約半分くらいの、道路に面した部分の東側はタワーの部分から川の方面まで、それから下倉川沿いのほうはですね、一応、どこからでも入れるような形になると考えております。

瀧本 攻議長

大西瑞香君。

1番 大西瑞香議員

では、タワー部分はどこからでもということは、そういう境目といいますか、子どもの安全性とかもあると思うのですが、公園ですので、柵というか、そういうものは一切、道沿いにはないということですか。

瀧本 攻議長

上野危機管理課長。

上野和彦危機管理課長

現時点では、フラットな状態になっております。ただ、車等が侵入しないようにですね、その辺については、この事業とは別に考えていきたいと考えております。

瀧本 攻議長

ほかに質疑される方はございませんか。

(発言する者なし)

瀧本 攻議長

これで質疑を終了いたします。

まあ終わったんさね、原君。申し訳ないけど。

続いて、討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

(発 言 す る 者 な し)

瀧本 攻議長

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

(発 言 す る 者 な し)

瀧本 攻議長

これで討論を終了し、採決いたします。

お諮りいたします。

日程第5 議案第2号については、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

(全 員 挙 手)

瀧本 攻議長

挙手全員です。

よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

瀧本 攻議長

ここで、10時45分まで休憩いたします。

(午前 10時 32分)

瀧本 攻議長

定刻になりましたので議会を開きます。

(午前 10時 45分)

日程第6

瀧本 攻議長

次に、日程第6 議案第3号 平成27年度紀北町一般会計補正予算（第6号）についてを議題といたします。

質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

7番 近澤チヅル君。

7番 近澤チヅル議員

歳出で、ふるさと納税、7ページですね。そして、歳入では6ページになっているんですけども、2,600万円の補正が今回、歳入の6ページからいきます。6,729万9,000円増えまして、9,300万円になったのですけれども、寄附金ですが、歳入ということですので、推定、これくらい収入があるだろうということで提案されていると思いますけれども、現実には今の時点で確定されている金額は、どうなのか、歳入のところお伺いします。

そして、7ページの歳出では、先ほどの説明で、限定品の品物の発送が始まったということの説明がありました。12月議会でも、とくに渡利牡蠣が人気で、もう締め切ったということですが、今、季節になっておりますが、予定どおり渡利牡蠣が出荷されているのかどうか、地元には不足しているのではないかという不安もありますが、そこらへんのところを、昨日もテレビで渡利牡蠣、おいしいっていうのを民放でしたがやっておりました。そこらへんの影響はどうなのか。そして、実際、また増えたわけですが、渡利牡蠣以外の新しいものの中で、人気商品は何なのかお伺いいたします。

そして、もう1点、8ページですね。選挙管理費なんですけれども、12月議会でも国の補助金がありまして、システム改定の補正がありました。そのときの説明は18歳以上の方が、今回、選挙権を得られましたので、そのシステム改定に伴う補正という説明でしたが、今回ののは、またその18歳のことなのか、また違う選挙の委託費用なのか、お伺いします。

瀧本 攻議長

井谷財政課長。

井谷 哲財政課長

最初にふるさと納税の1月末の収入でございますが、7,813万9,001円でございます。そして、渡利牡蠣でございますけれども、この1月にも業者のほうから、一応、100セットまた出しますよというのがありまして、それも出しております。そして、1月発送の分は1月に、今発送しておりますので、以上でございます。

次に、人気のあるものとしましては、伊勢海老、アワビとかがセットになったやつが人気がございます。以上です。

瀧本 攻議長

堀総務課長。

堀 秀俊総務課長

選挙の委託関係のご質問にお答えしたいと思います。まず、近澤議員が言われましたように、12月補正につきましては、91万3,000円でシステム改修ということで、お認めいただいております。これにつきましてはですね、ご承知のとおり、昨年6月の法改正によりまして、本年の参議院選挙から選挙権の年齢が18歳以上に引き下げられるということに対応するためのシステム改修でございました。今回の法改正がまたございましてですね、それにつきましては、新たに有権者となる若者が、誕生日が来る前に、選挙直前に転出してしまいますと、選挙人名簿に登録されなくなる空白期間というのが生じてくるという、これは前からそうなんです、それに対応する法改正であります。もう少し詳しくお話させていただきますと、選挙人名簿に登録されるためには、住所要件として3ヵ月以上住民登録していないと登録されないという規定がございまして、新たに有権者となる18歳以上の若者がですね、定時登録、選挙人名簿の登録には、年4回の定時登録というのもございますが、そのどれかで登録されておればですね、よろしいんですが、それに登録されずにですね、選挙直前に転出した場合は、誕生日がきているのに、これまでですと、選挙人名簿に登録されていないがために、選挙できないということでした。それで今回、法律では、それを是正しようと、投票できるように考えようという改正でございまして、旧住所地で3ヵ月以上住居歴、居住歴があればですね、これまでではなかったんですけど、選挙人名簿に表示をしてですね、旧住所地であれば投票できるということにしようということになりました。それに対応するというのが1つでございます。

もう1つはですね、新しい有権者となる方だけじゃなくて、もうすでに有権者なんです、何度もですね、短い期間に転出を繰り返しますと、選挙人名簿に一旦登録されて、4ヵ月間は抹消されないんですが、4ヵ月を過ぎると抹消されることになっておりまして、4ヵ月で抹消されております。一旦転出したところでは、3ヵ月住所がないと登録されません。そして、次に変わったところでもですね、当然、3ヵ月経っていないので登録されないということは、抹消はされているが、どこにも登録はされていないということが、これまでもございまして、そういう方の場合は、やはり、先ほどと同様に投票できないというようなケースがございました。それについても是正しようということで、その直前の転出したところに表示をしてですね、そこへ行っていただければ投票できるように、合わせて改修しようという法改正がありまして、それに対

応するために、今回のシステムを改修するということです。これにつきましては、国のほうでも2分の1の補助をいただいて、前回と同じようなんですが、本年度内に改修するよという
ことでございます。以上であります。

瀧本 攻議長

7番 近澤チヅル君。

7番 近澤チヅル議員

ふるさと納税の1月末で7,813万9,000円、約、そういうお答えでしたが、もう3月いっぱい
で今年度、27年度分はあるというお話でしたが、この金額、9,300万円を超えたらまた3月議
会で補正されることになると思うのですが、その間、また宣伝とかされる予定なのかどうかお伺
いいたします。

そして、季節限定の品物は伊勢海老とかが人気があるというお話でしたが、伊勢海老も十分
在庫があるのか、渡利牡蠣は100セット増えたということですが、締め切った後で、また増やし
たわけですから、細かいことですが、どのように、先に応募があつて断った部分の方を補充さ
れているのか、そこらへんですね。もしわかりましたらお願いしたいと思います。

選挙人名簿につきましては、18歳未満ということで、紀北町ではどれくらいの方が対象とな
られるのかと、今までは二十歳まででしたので、成人式とか、そういうときに啓蒙とか、よく
ありましたけれども、今度は、初めて18歳の方から投票できるようになりました。紀北町とし
ても、そういう対象の方に投票に行ってもらうように、どのような対策を考えておられるのか
お伺いいたします。

瀧本 攻議長

井谷財政課長。

井谷 哲財政課長

宣伝につきましては、ふるさとチョイスというので、ホームページで全部載せておりますの
で、そこから宣伝というか、そういうのをしております。そして、あと伊勢海老の在庫でござ
いますが、これは私どもも当初、最初、心配したんですわ。すごい申込みがありましたので。
業者の方に聞きましたら、十分対応できるということで、今でも対応できておりますので、は
い。以上です。

それから、牡蠣につきましても、当初、10月の中頃で売り切れということで、それは、その
ときの出来具合がまだはっきりしていないということで、いろんな業者の方の一応、予定数を

して売り切れということ、品切れということでした。そして、1月に入りまして、また業者の方にいろいろ出すのがないですかというのを聞きましたら、さっき言いました、100セット出せますよということで、今回、1月に出したわけです。そして、寄付者の方、牡蠣につきましては、出した時点ですぐに売り切れという格好になっております。以上です。

瀧本 攻議長

堀総務課長。

堀 秀俊総務課長

お答えいたします。18歳と19歳の方となると思うのですが、その人数につきましては、今の時点で計算しましたら、大体300人程度が該当してくると思っております。それとですね、その方たちへの投票への啓発ということになろうかと思いますが、まず1点目は18歳といいますと、高校生の方が該当してきますので、そういう学校のほうからの三重県の選管等を通じての学校を通じて、子どもさんらに、生徒さんたちへの指導といいますか、啓発をしていただくというのが1つあるかと思えます。あと、働いておられる方、町内におられて働いておられる方への啓発につきましては、明るい選挙推進協議会等でですね、またPRを、啓発をしていきたいというふうに考えております。以上です。

瀧本 攻議長

近澤チヅル君。

7番 近澤チヅル議員

選挙人名簿のことで、300人程度の方が対象となるということですが、高校ですね、県から来るというお話ですけど、多分あるだろうと私も想像はできますが、やはり、紀北町からもですね、紀北町内には、県立も、私立も高校はありませんけれども、高校のほうへも働きかけをされるように計画されるほうがより、300人の限定の方ですので、個別にでもよろしいですけども、人数が限定されておりますので、是非、たくさんの若い人の考えが政治に反映されるよう紀北町として独自の啓蒙を考えていくべきだと思われませんが、どうでしょうか。

瀧本 攻議長

堀総務課長。

堀 秀俊総務課長

言われますように、当然ですね、学校の授業等でもそういうことをしていただければと思うのですが、うち、紀北町のみならず、尾鷲市も含めましてでね、合同で明るい選挙推進協議会

の合同の協議会というのも持っておりますので、そこらを中心にですね、また相談をさせていただきまして、改めて学校のほうへも地元からもですね、そういったお願いといたしますか、啓蒙のほうを、学校のほうへお願いするということを考えたいと思います。

瀧本 攻議長

ほかに質疑される方はございませんか。

2番 原 隆伸君。

2番 原 隆伸議員

2番、原です。企画課のほうに、この一般財源、2,527万円のこの内訳をお聞きしたいというのと、それから、ふるさと納税の返礼品の今後の計画と、それから、納税品の返礼を今後どういうふうに充実させていくのかという計画ですね。それから、今、基金に繰り入れしていますけれども、基金に繰り入れるということは、町長は、何らかの計画を持って基金に組み入れておと思うのですが、現状の基金組み入れの使い道をどういうふうに考えているのかということと、3月で大きい使い方以外にも、どういうことを考えているのか、そこらへんをちょっとお聞かせ願いたいと思います。

瀧本 攻議長

井谷財政課長、資料があるんじゃないですか。

井谷 哲財政課長

この歳出の2,527万円の委託料の内訳ですね。これにつきましては、まず、特産品の分でございますけれども、これが12月末の申し込み件数が4,258件で、特産品代が2,682万円、これが実績でありました。次に、1月から3月までの件数ですけど、これが1日10件を見込みまして、さっきの牡蠣もプラスしまして、1,010件を見込みました。そして、特産品代として785万7,000円、これを足しますと、3,467万7,000円ということになりまして、補正前の金額が1,125万円予算をみておりましたので、差し引きしますと、特産品分の補正額としましては、2,342万7,000円。

次に、観光協会の手数料でございますが、これは1件500円をみております。12月末の申込件数で4,258件ありましたので、手数料として212万9,000円、これは実績でございます。1月から3月までの件数としましては、1,010件見込みまして、手数料が50万5,000円、これを足しますと、補正後の件数が263万4,000円となりまして、その補正前の予算をみておりました分が125万円でございます。差し引きしますと、138万4,000円の補正増をお願いするものでございます。

あと、Y a h o oの公金支払い決済というのを使っております。これはクレジットカードで

振り込んでもらうということなんですけども、これにつきましては、10月から12月までの実績としましては、52万8,163円。あと1月から3月までの支払いにつきましては、17万9,138円を見込んでおります。補正前の額が24万8,400円をみておまして、差し引きしますと、補正後は70万7,301円となりまして、そこから差し引きしますと、45万8,901円の補正をお願いするものです。これは金額につきましては、1%を支払う手数料でございます。

今まで言いました、特産品分が2,342万7,000円と事務手数料が138万4,000円、それから、公金支払いの決済手数料が45万9,000円を足しまして、2,527万円の補正をお願いするものでございます。以上です。

それから、今後の計画でございますが、新年度に向けての返礼品のリニューアルということで、町内の事業者向けに説明会を行いました。海山区で1月8日に午後7時から海山町民センターで行いました。そして、紀伊長島区で1月12日に午後7時から役場本庁で行いました。事業者からの返礼品の申込期間としまして、1月13日から1月25日まで。そして、現在、今、選定委員会の開催をしまして、2月末までには、登録を決定する予定でございます。その応募につきましては、5,000円コース、それからあと2万円コース、それから3万円コース、それから5万円コース、8万円コース、10万円コース、それから30万円コース、50万円コース、80万円コース、100万円コースというコースを設けまして、応募をしております。

次に、基金への繰り入れでございますが、今年いただきました、ふるさと納税の寄附金につきましては、一旦、ふるさと応援基金へ積立いたします。来年、寄附者の方の一応、1人につきまして、いろいろ寄附してもらうときに、防災関係に使ってほしいとか、町にお任せとかというのがございますので、その項目に応じて使っていきたいと考えております。

それからあと、来年のふるさと納税の返礼品とか、それからあと委託料、旅費、手数料などにもあてていきたいと考えております。以上です。

瀧本 攻議長

課長、来年度と違うのですか。それを来年と言わんと、来年度というように。

井谷 哲財政課長

すみません。来年度でございます。以上です。

瀧本 攻議長

はい、原 隆伸君。

2番 原 隆伸議員

金額の質問のところ、僕もどうかと思うのですけども、この間、返礼品のリニューアルに対する業者さんへの説明会の中で、業者さんからですね、送り先がなかなか確認できないというようなことで、業務に支障があるというようなことをお聞きしましたものですから、そこらへんもですね、業者さんがより充実した仕事ができるように、そういう住所地の送り先の不明とかですね、そういうことを確認する作業をですね、どこか責任ある個所において、確認してやっていただきたいと思います。

先日、連れと、よそにいる連れなんですけれども、会いましたらですね、ふるさと納税しようと思うんだけど、したいものがないんだよなとか、言っていましたね。そこらへんも十二分に考えていただきたいと思います。

それともう1つ、来年度の使用先ですけども、3月議会ですらですね、いい使い方、いいことだなということを言えるようにしていただきたい。特に町長にとって、こういうことをやりたいから、ふるさと納税、これくらいいただきたいという目標を設定してやればですね、もっといろんな立場からいろんなことが考えられるんじゃないかと思います。まあすんだことですが、先ほどの避難タワーについてもですね、設計について、もっとピチッと、当初設計をキチッとやっていれば、こういうことがないと思いますね。

瀧本 攻議長

ちょっとその発言は。

2番 原 隆伸議員

はい。そういうことで失礼します。

瀧本 攻議長

答弁求めるの。

2番 原 隆伸議員

そうですね。これについて、今後、ああいいことをやったら、住民が喜ぶような施策をやっていただきたいと思います。

瀧本 攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

議員おっしゃっていただきましたように、使途につきましてはですね、いろいろな使途がございます。それぞれが特別大きな事業をできるというような、今の段階ではですね、金額では

ございませんが、これらの用途にあった使い方をですね、新たな施策にも使っていきたいと、そのように思っております。

瀧本 攻議長

原 隆伸君。

2番 原 隆伸議員

町長が言っているのは、今、考えていることであって、ある程度の目標、こういうことをしたいということで目標設定すればですね、ふるさと納税をこれくらい必要だという観点も出てくると思うのですね。そこに新しい発想が生まれるんじゃないかと思うんで、それを十分気を付けてやっていただきたいと思います。よろしく申し上げます。答弁いりません。

瀧本 攻議長

答弁いらないの。

(「質疑でしょう」と呼ぶ者あり)

2番 原 隆伸議員

そしたら、答弁求めます。よろしく申し上げます。

瀧本 攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

目標というかね、一生懸命ふるさと納税を努力させていただきまして、そこから出た分ですね。それぞれの経費と返礼品を除いた部分は、しっかりと、先ほども申し上げましたが、町民のために役立つようなことをやっていきたいということでございますので、ご理解願います。

瀧本 攻議長

ほかに質疑される方。

玉津 充君。

10番 玉津 充議員

前者議員とちょっと被るところがあるんですけど、まず収入の6ページなんですけど、ふるさと納税ですね。この補正前の額、補正額、それぞれですね、件数は何件でとらまえておるのか。これ、金額で出ておりますので、何件でとらまえておるのかをお聞きしたいと思います。

それから、寄附者の住所だとか、希望用途等についてですね、今後の進め方について、大変重要な情報であると思うのですが、その情報処理やですね、公表については、どのようにお考

えなのかお聞きします。まず、それだけお願いします。

瀧本 攻議長

井谷財政課長。

井谷 哲財政課長

この2,600万円の件数でございますが、2,500件をみておりました。そして、次の件数でございますが、5,200件が最終の件数でございます。以上です。

それから、寄附者の住所につきましては、東京都が今一番多くございます。これが大体21.36%が東京都でございます。あと愛知県が11.75%、それから、神奈川県が9.44%、大阪府が9.04%になっております。ほとんど大都市圏で60%近い、55%か、それくらいを占めております。以上です。

瀧本 攻議長

今の資料をですね、財政課長からの提出を求めてですね、皆さんに配付させていただきます。

10番 玉津 充議員

希望用途もですね。多分、資料があるんじゃないかと思うんですけど。

瀧本 攻議長

質疑してください。玉津 充君。

10番 玉津 充議員

今言ったように、資料があればですね、寄附者の住所というか地域、住所までは出せないかと思うのですが、その地域と希望を、先ほど防災にだとか、何とか、いろいろ項目があると思うんですけど、その資料を出していただけるということなんで、それでいいと思うんですが、あとそれらのですね、議員にはそれでいいと思うんですけど、町民に対する公表、どういうふうに知らせていくのか、それらを情報として公表するのかどうかですね。それからまた、あとの今後の活用にも、その情報の処理が重要になってくると思いますので、そのへんよろしくお願ひしたいと思います。

それからですね、歳出のほうなんですけど、今、件数がどんどん増えてですね、これ発送業務というのはかなり大変なんじゃないかと思うのですが、今、どのような状況でやられておるんでしょうか。

瀧本 攻議長

井谷財政課長。

井谷 哲財政課長

公表につきましては、ホームページで運用状況等を公表いたします。そして、今、業者の方は、ハガキとか、そういうのでまず通知しまして、いついっかに送ってよろしいですかというのを確定しております。あと電話等で確認しておりますので、そして、その希望者の日数に合わせて今送付している状況でございます。

瀧本 攻議長

玉津 充君。

10番 玉津 充議員

当初ですね、これ観光協会に依頼をして、先ほども言われました、1件500円の手数料を払っておるといことなんで、これについては、1万円相当の額で500円というのを想定されただろうと思うのですが、何かこの発送業務のほうが、かなり大変で、観光協会ではその業務のために人を雇用したというふうに聞いております。このようなことですね、雇用につながるといことは非常にいいことなんです、これがどんどん増えていきますと、今の金額でいいますと、現在、手数料が200万円と言われましたので、雇用という面を考えていくのと、そして、今後のこと。そして、今ですね、1万円を想定してみえると思うのですが、1万円以外の寄附ですね、先ほども言いました、5万円とか、10万とか、50万円とか100万円とかということまで言われましたよね。そのへんでもですね、処理料が1件500円でいくのか、それらのことについて、雇用とのですね、その仕事の量と、そのへんの処理の関係についてですね、何かお考えがありましたら、お伺いしたいと思います。

瀧本 攻議長

井谷財政課長。

井谷 哲財政課長

観光協会のほうへ私どものほうからFAX、それからメールということで、一応、寄附者の業者別の一覧表を流します。そして、観光協会のほうはそれを今度は各業者へ、そのデータを、データというのか、FAXとかそういうので流して注文するという形になっております。その量が多く増えても、そういう部分が量が増えるだけで、実際、業者の方が送付するということですので、そこらは十分いけると思います。

それからあと、1件500円ということで、金額が1万円とか、2万円とか、3万円とかになっても、1件500円という形でいっております。以上です。

瀧本 攻議長

ほかに質疑される方はございませんか。

(発 言 する 者 な し)

瀧本 攻議長

以上で質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

(「 な し 」 と 呼 ぶ 者 あり)

瀧本 攻議長

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

(「 な し 」 と 呼 ぶ 者 あり)

瀧本 攻議長

これで討論を終了し、採決いたします。

お諮りいたします。

日程第6 議案第3号については、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

(全 員 挙 手)

瀧本 攻議長

挙手全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第7

瀧本 攻議長

続きまして、報告案件に入ります。

日程第7 報告第1号 専決処分の報告についてを議題といたします。

提案者から報告を求めます。

尾上町長。

尾上壽一町長

ただいま、各議案につきまして、ご可決をいただきまして、まことにありがとうございます。

た。引き続きまして、1件の報告案件について、ご説明をさせていただきます。

報告第1号 専決処分の報告についてでございますが、平成27年12月11日、午後3時30分頃、国道23号、松阪市大平尾町地内の交差点におきまして、農林水産課職員の運転する公用車が、前方不注意により、停車中の相手方車両に追突し、損傷を与える物損事故が発生いたしました。

平成28年1月25日、損害賠償額を29万2,691円として和解が成立いたしましたので、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分し、同条第2項の規定により議会に報告しようとするものでございます。

報告につきましては、以上でございますが、今後、本当にこのような事故が発生しないようより一層、事故防止のための対策を徹底してまいりますので、ご理解のほど、よろしくお願いを申し上げます。申し訳ございませんでした。

瀧本 攻議長

報告第1号の専決処分の報告につきましては、基本的には、議会の委任による専決処分であることから、質疑は行わないとされていますが、先ほどの説明において、内容等について、不明瞭な点があれば、説明を求めるということで発言を許したいと思います。

発言される方はございませんか。

東 篤布君。

12番 東 篤布議員

この専決処分の報告というのは、これは町長、町長がせなあかんのか。例えばさ、この高速道路の奥村議員とさっきも話しておったんやけど、ほら、トンネル工事で、六価クロムが出て問題になったときに、大成が説明に来んと、NEXCOが来たやろ。来たんさ、説明に。そやで、これやったら農林やで、農林の課長が報告したほうがいいんじゃないの。どうやろか、町長、そこらは。やっぱり、予算のことやもんで、町長になるんやろけどもやで、やっぱり責任の所在として、そこの課長がするようにしたほうが重みがつくんじゃないの。反省に。農林課長、どう思う。あんた他人事みたいな顔して横向いておるけど、これは本来、町長が頭を下げるんじゃないくて、監督責任を直接負っておるのは課長やろ。おかしい質問やけどさ、いや、今後のためにもな。町長だけが頭を下げんでもええように俺は思うんやがな。どうやろ。そこらまた検討しておいてもらったら。

瀧本 攻議長

内容等に不明瞭な点がありましたら、説明を求めるので、町長に答弁させていただきます。

12番 東 篤布議員

内容等にな。だから、このことは課長もご存じなんですか。ここには、説明には書いてないけれども。

瀧本 攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

専決処分ということで、私のほうが議会に提出させていただいております。そういうことからありましてですね、私が、この全責任を負っておりますので、お詫びを申し上げましたが、課長並びに職員につきましてはですね、町長室におきまして、しっかりとそういった議員が今おっしゃるようなこととお話させていただきまして、いろいろ今後の注意も含めて注意させていただいたところでございますので、ご理解をお願い申し上げます。

瀧本 攻議長

もう発言される方はありませんか。

13番 東 清剛君。

13番 東 清剛議員

事故は、これはあれですよ、一般国道23号線ですよ。これ多分、公用車で出張の行き帰りということだと思っておりますけど、今はどのように、高速道路ができたんでね、安全性のことを考えますと、当然、一般道よりも高速道路のほうが安全なのかどうか。そのへんの今、扱いをどのようにされているのか、お伺いいたします。

瀧本 攻議長

井谷財政課長。

井谷 哲財政課長

高速道路の使用料の件で、減額というのがなくなりまして、それで職員の方に片道だけ高速道路を使ってもらって、そして、あと帰りは一般国道を走ってくるということで、そういう協力をお願いしておる状況でございます。以上です。

瀧本 攻議長

東 清剛君。

13番 東 清剛議員

リスクの問題ですね。そのへんで片道だけは有料道路を使いということでしょうけども、も

ちろん事故をしないようにするのがいいんですけども、そのへんも含めて、どうしても出張の帰りとなるとね、十分仕事をされたあとですから、疲れもたまっていると思うのですよ。ですから、使い方としたら、帰りは高速道路で帰ってくる、行きはね、早めに出て余裕をもって着くようにされる、そういうことも検討されたらいかがかなと思うんですけども、いかがでしょうか。

瀧本 攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

議員、おっしゃるとおりなんです。そういうことをですね、いろいろ我々もどっちがいいのかということで議論させていただいております。それが4人乗っていてですね、時間がかかって、車の中でのいるのが長くなりますよね。そういう時間的、金銭的な部分もございますので、これちょっと、ずっと課題で引っ張っておりますんですわ。議員のおっしゃることも十分踏まえてですね、今後もどうやっていくかということは、検討課題とさせていただきます。

瀧本 攻議長

ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

瀧本 攻議長

以上で発言を打ち切ります。

これで、報告案件については、聞き置くこととします。

以上で、本日の日程はすべて終了しました。

これで本日の会議を閉じます。

瀧本 攻議長

それでは、これで平成28年第1回紀北町議会臨時会を閉会いたします。

(午前 11時 25分)

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成 28 年 3 月 3 日

紀北町議会議長 瀧本 攻

紀北町議会議員 近澤チヅル

紀北町議会議員 家崎仁行